

~ TO BE MORE BRILLIANT

▶ キャリア支援の会企画・合同シンポジウム

▶ シンポジウムテーマ・ご提案ください！

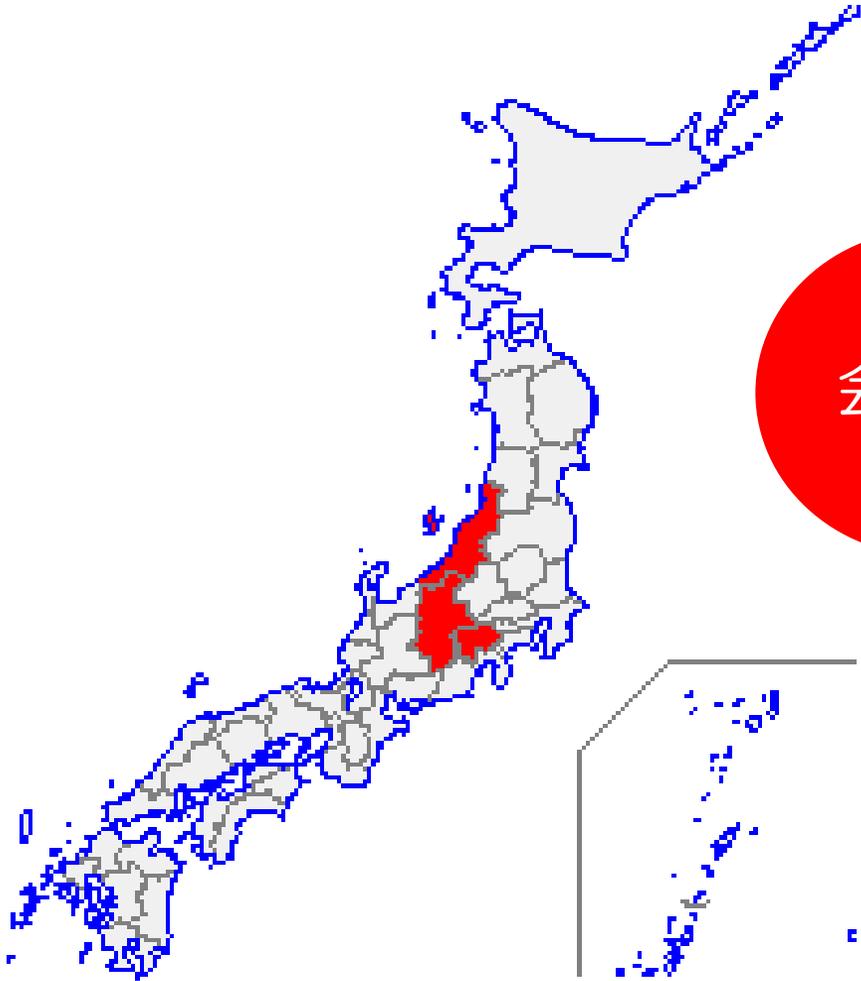
▶ 茶話会も復活♪

▶ キャリア支援の会・会則

キャリア支援の会

消化器病学会甲信越支部

甲信越地方



会員数

全体
1273名

女性会員
157名

専門医数

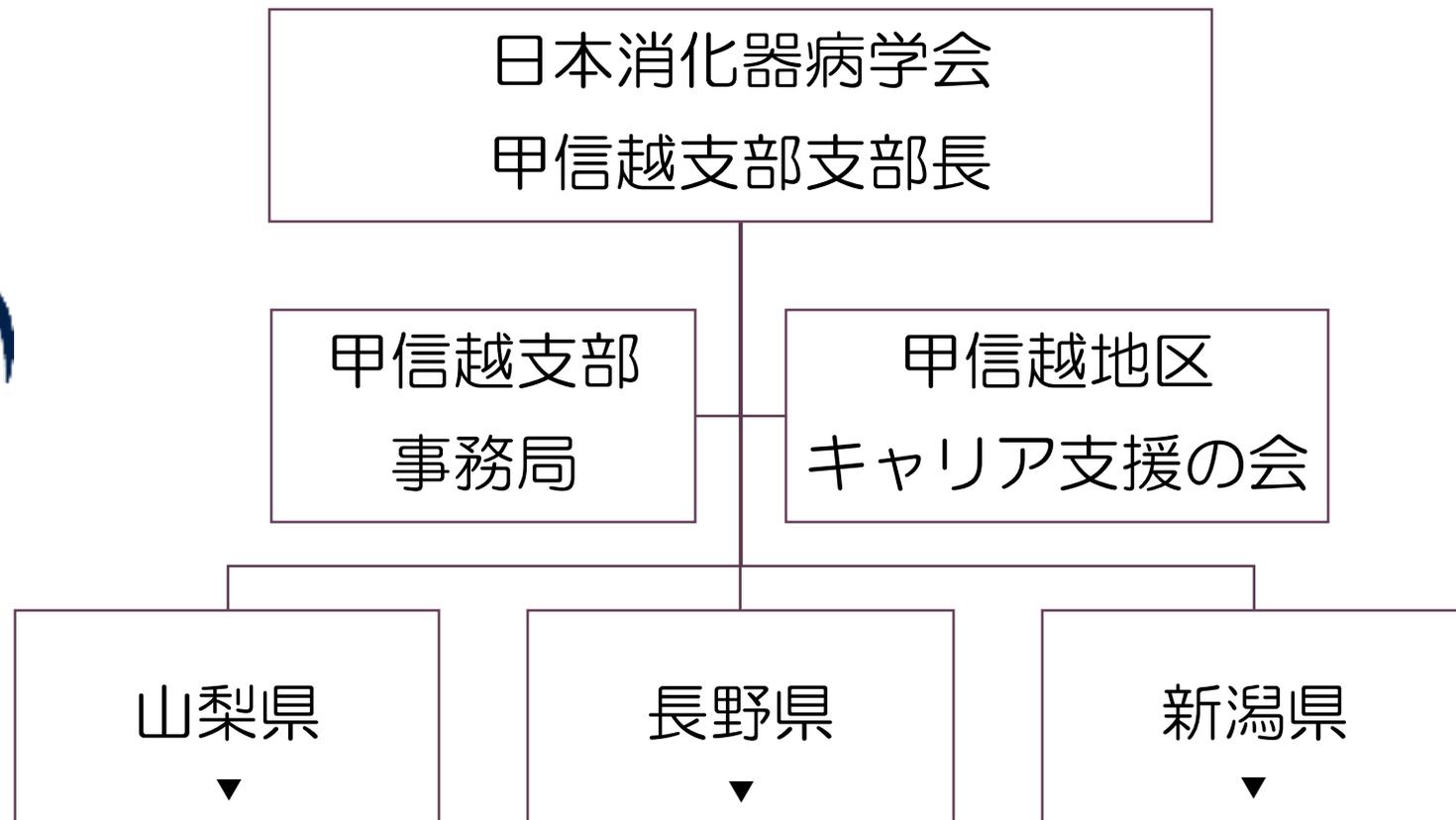
全体
913名

女性医師
87名

組織図



JSGE KOUSHINETSU



※支部女性医師の会は2024年よりキャリア支援の会と名称を変更しました。



山梨県

会員；246名/ 専門医；184名

女性専門医数（割合）；18名（9.8%）



三浦美香

（山梨県厚生連健康管理センター・消化器内科）



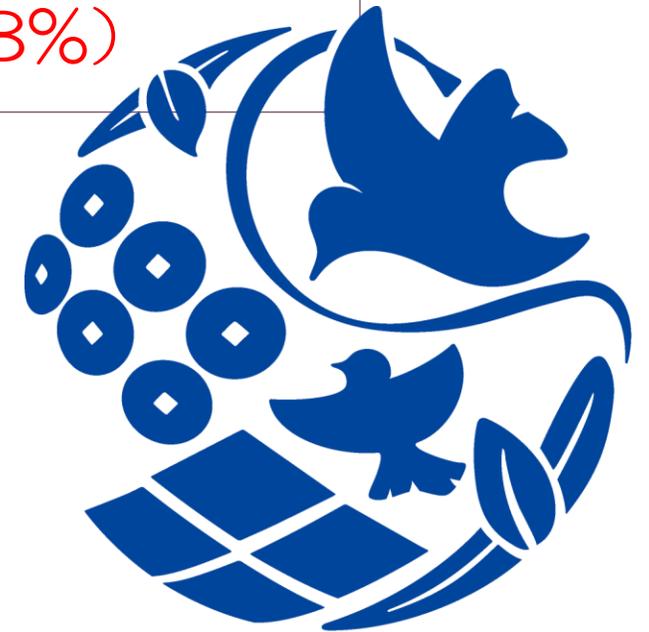
青沼優子

（山梨大学・消化器内科）



村岡 優

（山梨大学・消化器内科）



JSGE KOUSHINETSU



長野県

会員；533名/ 専門医；383名

女性専門医数（割合）；42名（11.0%）



松村真生子

（長野中央病院・消化器内科）



北原弘恵

（昭和伊南総合病院・外科）



木村岳史

（信州大学・内科学第二教室）



JSGE KOUSHINETSU



新潟県

会員；494名/ 専門医；346名

女性専門医数（割合）；27名（7.8%）



小林由夏

（長岡中央総合病院・消化器内科/腫瘍内科）



川原聖佳子

（長岡中央総合病院・外科）



川田雄三

（新潟大学・消化器内科学分野）



JSGE KOUSHINETSU

会のあゆみ



2016年

甲信越支部

女性医師の会発足

2017年

第1回シンポジウム開催

2020年からキャリア支援や働き方を考える
シンポジウムを年に1回企画

2024年

支部キャリア支援の会の名称変更



キャリア支援の会企画・合同シンポジウム

2023年

- ・ネクストジェネレーションと考える～多様性とエビデンスの礎
- ・特別講演；篠崎智大先生（当時・東京理科大学工学部 情報工学科）

2024年

- ・先生！急性腹症が来ます！画像診断に基づく治療戦略
- ・特別講演；佐藤辰彦先生（新潟大学 放射線医学教室）

2025年

- ・「消化器病学 × デジタル革新」：AIとSNSが拓く新時代
 - ・特別講演；田中聡司先生（大阪国際医療センター 消化器内科）
-

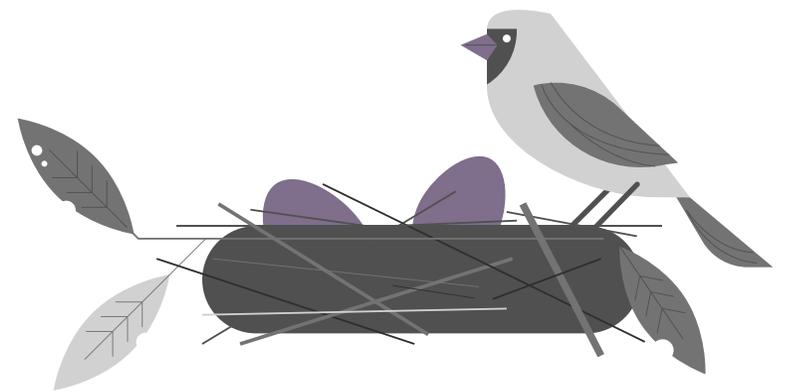
シンポジウムテーマ・ご提案ください！

- キャリア支援の会では「学会で取り上げられることが少ないけれど、一度は聞いてみたい」というテーマを募集しています。どうぞ皆さんの希望をお知らせください。
- これからのテーマとしては以下を検討中です。

病理の基本

緩和ケア

論文の書き方、投稿の仕方



茶話会も復活♪

女性医師シンポジウムの後
お茶とケーキを準備して
茶話会を催しています。

特別講演の講師の先生を囲み
もちろん男性医師や学生さんの
飛び入り参加もあります。

「本音の話」を話せる場所として
盛り上がっています。



※この企画は提案いただいた寺井教授、支部長、事務局や学会長の皆様のご尽力で成り立っています。

キャリア支援の会・会則（1/3）

第1章 総則

第1条 本会は日本消化器病学会甲信越支部キャリア支援の会と称する。

第2条 本会の運営を円滑に行うため事務局を設置する。事務局は甲信越支部事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、消化器病領域における臨床および研究に従事する日本消化器病学会甲信越支部会員の知識の進歩、勤務環境の改善、社会的地位の向上、会員相互の親睦等を図ることで、会員のキャリアアップ、男女共同参画を推進することを目的とする。

第4条 本会はその目的達成のため、主として甲信越支部例会時に総会、講演会、研修会などを行い、勤務環境、学術研究、社会活動などについて会員相互の情報交換と親睦を図る。

第3章 会員

第5条 日本消化器病学会甲信越支部会員のうち、本会の趣旨に賛同する者。

キャリア支援の会・会則（2/3）

第4章 役員及び委員会

第6条 役員は、委員長：1名、委員 若干名（甲信越支部を構成する各県から2－4名前後）から構成され、原則、支部会員とする。なお、幅広い領域から女性医師、卒後8年までの若手医師、大学医局員など多様な構成員とすることが望ましい。

第7条 委員長は委員会において推薦され、支部長が委嘱する。

第8条 委員は委員会において推薦され、委員長が委嘱する。

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。委員が満66歳に達した場合は、その後に到来する春の甲信越支部例会評議員会をもって定年とする。

第10条 委員に欠員が生じた場合は、補充することができることとし、任期は前任者の残任期間とする。

第11条 委員会は年に1回以上開催し、委員長もしくは代理がこれを招集する。

第12条 委員会は委員長もしくは代理が議長となり、次の事項を審議、報告する。

- 甲信越支部キャリア支援の会の運営に関する事項/ 甲信越支部キャリア支援の会の事業・企画に関する事項
 - 甲信越支部会員のキャリアに関する事項/ 日本消化器病学会キャリア支援委員会が行う事業に関する事項
 - その他
-

キャリア支援の会・会則（3/3）

第5章 会計

第13条 本会に必要な経費は消化器病学会甲信越支部会会計をもってあてる。

第6章 会則の変更

第14条 本会則の変更は委員会で行った後、会員の承認を得る。

第7章 附則

第15条 本会則は令和7年6月1日より施行する。
